

天皇杯全日本サッカー選手権大会 開催規程 改訂について

改訂前	改訂後
<p><目的> 消費税適応にあたっての改訂</p>	
<p>第29条 審判員へは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。</p> <p>3 手当 1・2回戦は主審20,000円、副審10,000円、第4の審判員8,000円、 3回戦～準々決勝は主審60,000円、副審30,000円、第4の審判員10,000円、 準決勝・決勝は主審120,000円、副審60,000円、第4の審判員20,000円とする。</p> <p>第30条 マッチコミッショナーへは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。</p> <p>3 手当 1回戦は15,000円とし2回戦以降は30,000円とする。</p>	<p>第29条 審判員へは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。</p> <p>3 手当 1・2回戦は主審20,000円(消費税込)、副審10,000円(消費税込)、 第4の審判員8,000円(消費税込)、 3回戦～準々決勝は主審60,000円(消費税込)、副審30,000円(消費税込)、 第4の審判員10,000円(消費税込)、 準決勝・決勝は主審120,000円(消費税込)、副審60,000円(消費税込)、 第4の審判員20,000円(消費税込)とする。</p> <p>第30条 マッチコミッショナーへは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。</p> <p>3 手当 1回戦は15,000円(消費税込)とし2回戦以降は30,000円(消費税込)とする。</p>